

札幌市付加価値の高い観光コンテンツ事業補助金交付要綱

令和6年7月4日 観光・MICE担当局長決裁

(通則)

第1条 札幌市付加価値の高い観光コンテンツ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、札幌ならではの観光資源を活用し、札幌市外からの観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツ事業に関し、予算の範囲内において、その経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、観光関連事業者で、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たし、ツアー、体験等の観光コンテンツを造成・実施する事業とする。

- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (2) 札幌市との他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等を受けていないこと。
- (3) 事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに完了及び実施内容の報告が可能なものであること。
- (4) 札幌ならではの観光資源が活用され、観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツであること。

- (5) 札幌市外からの観光客を主なターゲットとした、札幌への誘客につながるプロモーションが実施されるものであること。
- (6) 観光消費額単価の増や観光閑散期の需要の底上げなどにより、札幌市に高い経済効果をもたらすことが期待できるものであること。
- (7) 事業計画や収支計画等が具体化されているものであること。
- (8) 持続可能な観光に寄与する取組であること。
- (9) 補助対象期間開始から3年以上の事業継続が前提となっているものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・実施に係る経費（事業費の50%以上とする。）
- (2) 備品の購入・設備の導入に係る経費（コンテンツに直接用いるものに限る。）
- (3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費
- (4) その他、本市が特に認める経費

(消費税の扱い)

第6条 消費税及び地方消費税は補助金の補助対象に含まれないが、次の各号に掲げる事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業につき500万円を上限とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から補助対象事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める関係書類を市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 申請者の現在事項全部証明書又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成のわかるもの
- (5) 申請者の直近の市税の納税証明書
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、速やかに別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、補助金交付決定通知書（様式4）により、申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付決定時に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助金の交付決定後、事業の内容又は補助対象経費の内容等に変更があるときは、あらかじめ報告し、その指示に従うこと。
 - (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - (3) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
 - (4) 事業終了後、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに事業完了報告書（様式7）を提出すること。
- 4 市長は、前項の各号のほか、必要に応じて条件を追加することができる。

(補助事業内容の変更等の承認)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書（様式5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事

業内容変更等承認通知書（様式6）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに、次の各号に定める関係書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業完了報告書（様式7）
 - (2) 事業実績報告書（様式8）
 - (3) 収支決算書（様式9）
 - (4) 補助金の振込先口座情報（金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義）がわかる書類（通帳写し等）
 - (5) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年間、各年度の3月31日までに、事業実績報告書（様式8）により市長に報告すること。ただし、やむを得ない事情が生じた時は、別途市長と協議すること。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業完了報告書を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式10）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、原則として精算払いとする。ただし、事業の性質上その事業の終了前に交付することが必要と認められるときは、第10条の交付決定後、補助事業者からの申出により、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の定めるところにより、その精算をしなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な場合は、条件を付して補助金の交付を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱に基づく市長の处分若しくは指示に違反した場合

- (2) 前条第1項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
 - (4) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において、札幌市の他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等による財政的支援を受けた場合
 - (5) その他、市長が補助金の交付について不適当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取消をした場合において、すでに当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助金の減額）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定額の全部又は一部を減額し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が、事業期間内に補助対象となった観光コンテンツの造成・販売等に要した総費用（補助対象として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。）に対して、当該補助対象となった観光コンテンツが直接的に生み出した売上（当該コンテンツに付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった当該コンテンツの寄与分に限る。）が上回った場合。ただし、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から500万円を上限として減額することとする。
- (2) その他、市長が補助金の減額を適当と認める場合

（実施状況の調査等）

第17条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、事業の実施状況の調査、その実施状況に関する報告の聴取又は必要に応じて行う助言、指導等により補助金の執行が適正かつ効果的に行われるよう配慮しなければならない。
- 3 市長は、前項の調査及び報告により補助金の執行が交付決定の内容又はこれに付す条件に従って執行されていないと認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、申請者に対し、補助金が適正に執行されるよう指示しなければならない。
- 4 市長は、申請者が前項の指示に従わないときは、交付決定の通知に基づき、補助の

取消又はその決定額の減額の措置をとらなければならない。この場合、その理由等を明らかにして申請者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第 18 条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産で補助事業により取得又は効用が増加したもの（以下「取得財産等」という。）について、備品台帳（様式 11）を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。また、台帳は補助事業の完了日の属する札幌市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の取得財産等については、補助事業の完了の年の翌年から起算して 5 年以内、または「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間のいずれか早い日までにおいて、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の物に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(書類の整備)

- 第 19 条 補助金の交付を受けた企業等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支払いを証する書類を添付した上で、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出しなければならない。

(書類の検査)

- 第 20 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができるものとする。

(成果の発表等)

- 第 21 条 補助事業者は、市長が補助金による事業の成果を求めたときは、これにより協力するものとする。

(委任)

- 第 22 条 この要綱に定めのない事項は、観光・MICE 担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 7 月 4 日から施行する。